

アシェル八事を応援する会 会則

(名称)

第1条 本会は、「アシェル八事を応援する会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名古屋市北区山田町4-84に置く。

(目的)

第3条 本会は社会的に孤立していて家族からの支援が難しい学生を応援する。社会的養護経験の学生が偏見や差別を受けず、孤立しない社会を作ることに寄与する。生活上の困難や悩みに対して生活・就労相談をする。孤立感をなくし、人とのつながりを作ることで社会に出ていけるよう支援することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

- (1) アシェル八事の運営を支援する。
- (2) アシェル八事が行なう入居者への生活支援に協力する。
- (3) アシェル八事が行なう入居者への就労支援に協力する。
- (4) 入居者に限られない相談活動に協力する。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会費を納めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別途定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 監査 1名

- 2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第10条 代表は、本会を代表し、その業務を代表する。
- 2 会計が経理を統括する。
 - 3 監査は、会の業務および経理の状況を監査する。

(総会)

- 第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業報告及び収支決算及び予算
 - (4) 事業計画
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
 - 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

- 第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業年度)

- 第14条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(変更)

- 第16条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

附則

- 1 この会則は、2022年7月23日から施行する。

以 上